

弘前大学履修証明プログラム 令和5年度「はじめての音楽実技」実施要項

1. プログラムの趣旨・目的

テレビやYouTube等を通して視聴する音楽、ショッピングモールに流れるBGMなど、私たちが日常的に音楽に接する機会は多々ある。しかし、声を出して歌い、指を使って鍵盤楽器を奏で、自らの創造性を活かしてオンガクを創る機会は決して多くない。本プログラムでは、受講生が音楽実技の体験を通して、自らの身体の可能性と創造性に気づき日常生活をより豊かにすることを目的とする。

教育目標：音楽実技を通して自らの身体の可能性、創造性に気づき、豊かな日常生活を具現する。

育成する人材像：自らの創造性によりウェルビーイングを実現することのできる人材の育成。

2. カリキュラムの特徴（プログラムの内容）

弘前大学が教育学部において開講する授業科目〔67.5時間〕により、音楽実技について体系的に学ぶことができる。なお、すべての科目は、本学学部学生と一緒に受講することとなる。

教育学部授業科目〔67.5時間〕

1. 「独唱 I〔22.5時間〕」
2. 「独奏および伴奏〔22.5時間〕」
3. 「音楽科教育法 I〔22.5時間〕」

3. 実施体制について

本プログラムは、弘前大学における履修証明プログラムに関する規程に基づき、以下のように実施する。

(1) 履修生の決定

教育学部学務委員会は、提出された申請書類等を審査し、教授会の議を経て履修の可否を決定し、その結果を学長に報告すると共に志願者へ通知する。

(2) 修了要件

履修期間に指定された授業科目3科目60時間以上を履修し、かつ各授業で合格（60点以上）と判定された場合、修了要件を満たすものとなる。

なお、原則として弘前大学シラバス（講義内容）と同様の方法で担当教員が評価する。

(3) 修了者の決定

教育学部学務委員会において修了者を決定し、部局長は教授会の議を経て、修了者の決定を行い、学長へ報告する。

(4) 履修証明書の交付

修了者には弘前大学長から履修証明書を発行し、「音楽実技デュプロマ」の称号を付与する。（単位認定するものではない。）

(5) プログラムの運営

①運営組織

プログラムの運営・実施・評価検討・対処は、教育学部音楽教育講座の授業を担当する教員等が行う。なお、履修生の学籍その他教務に関する記録及び管理については教育学部総務グループ教務担当が行う

②メンターについて

履修を進める上での相談相手（メンター）を設け、履修生の学習をサポートする。

③保険について

履修生の責任において加入させる。

5. 募集定員

10名

6. 履修期間

本プログラムの履修期間は、各年度4月から1年間とする。（ただし、申請時の申し出及び履修状況等により2年間の履修期間を認める。）

7. 履修資格

高等学校を卒業した者または同等以上の学力を有すると認められる者

8. 受講料

受講料は、30,000円とする。

（履修に2年間を要した場合も、受講料は30,000円とする。）

本学指定の口座へ、期日までに納付してもらおう。納付確認ができない場合には、履修資格を取り消す場合がある。一旦納入された受講料は、原則として返還しない。

受講料のほか、授業等に係る経費等を履修生に負担させる場合がある。

9. 履修生証の交付

本プログラムを履修する者には、弘前大学学則（平成16年規則第2号）第48条に規定する聴講生とみなして、履修証明プログラム履修生証を交付する。

10. 個人情報の取扱いについて

申込みに際し取得した個人情報は、本学事業の目的以外に使用しない。

11. その他

この要項に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、教育学部長が別に定める。